

## NHK 放送受信契約についてのご案内

日本によろこそお越しくございました！みなさんを心から歓迎します。  
NHKは、みなさんが日本での生活を楽しんでいただけるよう、さまざまなジャンルの番組を提供しています。

さて、放送法第64条の規定により、日本でTVを設置された方については国籍に関係なく、NHKと受信契約を結ばなければなりません。もしテレビやテレビを見られる携帯電話を持っている場合には、下記の連絡先に電話してください。

### 【放送法第64条（受信契約及び受信料）】

協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。（以下略）

### ＜連絡先＞

NHKふれあいセンター  
フリーダイヤル 0120-151515  
（午前9時～午後6時）

NHK WORLD-JAPAN公式ウェブサイトでは、災害時の情報を多言語で確認できるポータルサイトを開設しています。[\(https://www.nhk.or.jp/nhkworld-blog/\)](https://www.nhk.or.jp/nhkworld-blog/)  
無料の公式アプリもありますので、ぜひ活用してください。



17の言語でお楽しみいただけます